

【すこやか歳時記】
神無月の候



10月11日は祝日ではなく平日。
間違えないようご注意ください。
この季節には運動不足の解消も。

今年の7月と8月は東京オリンピック関連の特措法改正で祝日が移動され、やはり一部で出勤日の混乱などが発生したと報じられました。その最後の注意日が10月11日(月)です。出回っているカレンダーや手帳には「スポーツの日」の祝日として記載されているものが多いと思いますが、特例措置で7月23日(金)に移動され、すでに終わっていますので、今月11日は平日です。間違えないようご注意ください。

しかし、「スポーツの秋」とも言われるように運動に適した気候になる頃です。長引くコロナ禍で外出の機会も減り、リモートワークなどで通勤時等に歩いていた運動量も減少傾向になって、生活習慣病の増加を懸念する声もあります。散歩やウォーキングなど気軽な運動からでもぜひ改善を。

地域別最低賃金の改定

令和3年10月より、各都道府県の最低賃金額の改定が実施されます。各都道府県の発効年月日及び最低賃金をご確認ください。

都道府県名	最低賃金時間額(円)	発効年月日
福岡	870 (842)+28	令和3年10月1日
熊本	821 (793)+28	令和3年10月1日
佐賀	821 (792)+29	令和3年10月6日
長崎	821 (793)+28	令和3年10月2日
大分	822 (792)+30	令和3年10月6日
東京	1,041 (1,013)+28	令和3年10月1日
大阪	992 (964)+28	令和3年10月1日

日々是好日カレンダー

10月 OCTOBER	神無月・時雨月・初霜月・神在月
1 金	・法の日 ・全国労働衛生週間 ・労働保険適用促進週間
2 土	・国際非暴力デー ・豆腐の日 ・望遠鏡の日 ・守護天使の日
3 日	・交通戦争一日休戦の日 ・登山の日 ・ドイツ統一の日 ・シャツの日
4 月	・世界動物の日 ・証券投資の日 ・都市景観の日 ・陶器の日
5 火	・世界教師デー ・時刻表記念日 ・レジ袋ゼロデー ・社内報の日
6 水	・亥の子餅 ・国際協力の日 ・役所改革の日
7 木	・盗難防止の日 ・ミステリー記念日 ・バーコードの日
8 金	・寒露 ・国立公園制定記念日 ・入れ歯デー ・木の日
9 土	・世界郵便デー ・道具の日 ・トラックの日 ・塾の日
10 日	・目の愛護デー ・転倒予防の日 ・世界メンタルヘルスデー
11 月	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
12 火	・世界運動器週間(～20日) ・コロンブスデー ・たまごデー
13 水	・引越しの日 ・サツマイモの日 ・麻酔の日 ・国際防災の日
14 木	・世界標準の日 ・鉄道の日 ・PTA週間(～20日)
15 金	・新聞週間(～21日) ・世界手洗いの日 ・助け合いの日 ・きのこの日
16 土	・世界食糧デー ・世界脊髄デー ・ボスの日 ・辞書の日
17 日	・薬と健康の週間(～23日) ・貧困撲滅国際デー ・貯蓄の日
18 月	・十三夜 ・統計の日 ・冷凍食品の日 ・木造住宅の日
19 火	・海外旅行の日 ・イクメンの日 ・日ソ国交回復の日 ・生育の日
20 水	・秋の土用入り ・えびす講 ・世界骨粗鬆症デー ・リサイクルの日
21 木	・婦人労働週間(～31日) ・国連週間(～27日)
22 金	・国際吃音啓発の日 ・平安遷都の日 ・パラシュートの日
23 土	・霜降 ・電信電話記念日 ・高圧ガス保安活動促進週間(～29日)
24 日	・軍縮週間(～30日) ・国連デー ・世界開発情報の日 ・文鳥の日
25 月	・産業観光の日 ・民間航空記念日 ・世界バスターデー ・島原の乱の日
26 火	・原子力の日 ・柿の日 ・きしめんの日 ・青汁の日
27 水	・読書の日 ・文字活字文化の日 ・テディベアズデー ・世界新記録の日
28 木	・速記記念日 ・日本のABCデー
29 金	・インターネット誕生日 ・ホームビデオ記念日 ・おしぼりの日
30 土	・香りの記念日 ・たまごかけごはんの日 ・初恋の日
31 日	・社会保険料納付期限(9月分は11/1)

《今月の特集①》 デジタル一覽設計図

デジタル一覽：社内にどんなツールがあるのかの一覽

デジタル設計図：ツールの役割と連携を可視化

2点を作成して今後の戦略・戦術・方針を決定していく必要が業種業態企業規模を問わずにより重要性が増しているといえそうです。コロナ禍の影響や長期化により企業側も労働者側も我慢を強いられる状況が続きますが、そんな状況だからこそ未来志向で短期・中期・長期の計画と種まきや挑戦に一層注力できるかもしれません。

当事務所のデジタル一覽

社内社外コミュニケーションツール

- ①メイン：Chatwork サブ：LINE、mail、TEL(LINE公式アカウントや通常のmail)
- ②メイン：Zoom サブ：Chatwork Live、Skype、LINE、Teams (顧問先に応じて)

事務所の基幹システム (タスク管理売上分析等全て)

- ③メイン：kintone サブ：Money Forward、エクセル、スプレッドシート (移行できないものは、スプレッドシートやエクセルで管理)

社内社外データ管理共有

- ④メイン：Dropbox サブ：社内サーバー、Google ドライブ、Docuworks、ワーキングフォルダ



デジタル設計図作成時の取り組み

- kintone での CRM (顧客管理)
- kintone での帳票作成：kintone 連携帳票出力プラグイン「RepotoneU」を活用し、ボタン1つで作成完了
- kintone での出納管理
- カイクラでの CTI・SMS: 電話 PC 統合システム、携帯電話でのショートメッセージ
- HP での保険料計算・加入申し込み
- LINE 公式アカウントでのチャット +AI 自動応答
- e-gov 電子申請
- キャンペーンやギフトの Google フォームでの管理

デジタル化・リモートワークのメリット

- 離職防止** 育児や出産、引っ越しなどを理由とした離職の防止
- 採用力向上** 採用エリア拡大の効果による採用力向上
- 生産性向上** ペーパーレス化、クラウド化、URL 化 シンプルなルールづくり
- 心理的安全性向上** 柔軟な働き方や通勤コスト削減により社内満足度の向上
- ブランディング** ショールーム経営ができ、顧客への提案力向上

当事務所のデジタル設計図



攻めと守りの両輪の経営と企業を筋肉質にすることが経営者に今求められているのかもしれない。

リスク・改善改革の余地・業務効率・生産性・自社の長所短所の可視化や分析等にも活用できます。

(弊所へお気軽にご相談ください。)

《今月の特集②》 労災隠しは犯罪です

労災(工作中や通勤中)でのケガや病気で健康保険を使うと犯罪になります。

労災の発生は決められた期限内に労働基準監督署へ
「労働者死傷病報告」を提出する義務があります。
(労働基準法施行規則第57条・労働安全衛生規則第97条)

もし「労働者死傷病報告」の届出をしなかった場合には、
50万円以下の罰金となり、刑事事件として書類送検されるリスクが
あります。(労働安全衛生規則第100条・第120条5号)

労働基準監督官は、取り調べや逮捕・捜索・差押えができる
特別司法警察職員としての権限があります。(労働基準法第101条)

さらに労災事故による損害賠償請求は、「安全配慮義務違反」とされ
時効は10年から20年以内に延び、長期間にわたってリスクをかかえ
ることにもなります。(民法第166条第1項、民法第167条:2020年4月1日改正)

NO!
労災隠し



「労災隠し」は刑事罰や行政罰が科され、業務(営業)停止処分につながります。

**工作中や通勤中のケガや病気で健康保険証を使うと、
従業員が5名以上の役員の場合、治療費の全額を
自己負担しなければなりません。**

◎特別保険料は、月額456円～(年間5,475円～)※業種によって異なります。

民法

第166条(債権等の消滅時効)

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

労災隠しの送検事例

〇〇労働基準監督署は、製鉄所内で発生した労働災害3件を隠していたとして、1次下請けの鉄鋼加工会社Gと同社部長代理ら2人を労働安全衛生法違反の疑いで〇〇地方検察庁に書類送検した。同人らは、これらの労働災害について、労働災害では使えない健康保険扱いにしたり、労働者が業務中、転倒してひざの骨を折り3ヶ月のけがをしたのに、これを通勤災害扱いとしていた

出典：厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/rousai/4.html>

ハラスメント対策について中小企業は2022年4月1日より義務化

「働き方改革」の一環として、パワーハラスメント防止を目的とした相談窓口の設置や社内規定の整備などを義務付けた改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）が中小企業は2022年4月1日から義務化となりますので、対応が必要となります。早期の対策が必要ですので、お早目に各担当までご相談ください。

職場におけるパワーハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること。
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること。

◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。

◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること。事実確認ができた場合、事実確認ができなかった場合も同様。

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること。
性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

Quiz&Present

クイズ&プレゼント

改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）について中小企業はいつから義務化となるでしょう。以下のうちから正しいものを選んでください。

- (A) 2022年3月1日
- (B) 2022年4月1日
- (C) 2022年5月1日

☆クイズにお答えいただいた方の中から抽選でQUOカードをプレゼント!



- ▶ 応募方法: 下記メールアドレスに、
 - ① クイズの答えもしくは番号
 - ② 応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。
- ▶ 応募締切: 2021年10月30日
※ 賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス: mail@fukuokaroumu.com

事務所案内

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

労務ジャパン株式会社
福岡中央労務管理事務所

〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300 FAX 092-734-2301
地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩5分



すこやか労務月報

[10月版]
No.53

「シカトスルー」より、「しっかりとする」に。

今年も10月1日から7日にかけて「全国労働衛生週間」が実施されます。今回のスローガンは「向き合おう！こころとからだの健康管理」です。心身ともに健やかに仕事ができるように、気になることは先送りしたり放置しないで、しっかり向き合って早めに対処するようにしてください。また、今年も副スローガンとして「うつらぬうつさぬルールとともに、みんなで守る健康職場」も掲げられています。職場内や仕事先での新型コロナウイルス感染症対策の徹底をあらためてお願いします。

だんだんと秋も深まり、日暮れが早くなって交通事故も増える時期です。薄暗い夕方や早朝に車を運転するときは、必ずライトを点灯して、交通安全にも気を付けてください。



10月の
注意ポイント

- その① 放置しない職場環境や健康管理の改善を！！
- その② 気を抜かず引き続き感染症対策の徹底を！！
- その③ 早めのライト点灯など交通安全にも注意！！